

公告

公立陶生病院診療材料等調達管理及び物流管理業務委託に関する公募型プロポーザルについては次のとおりである。

令和元年5月14日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託名

公立陶生病院診療材料等調達管理及び物流管理業務委託

(2) 業務場所

瀬戸市西追分町160番地内

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

※ 契約締結の翌日から運用開始までを導入準備期間とし、導入準備期間の経費は事業者が負担し、業務委託料には含まない。

(4) 業務内容

別紙「公立陶生病院診療材料等調達管理及び物流管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

(5) 見積限度額（上限）

82,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額は導入準備期間（令和元年12月31日までを想定するが、病院と協議のうえ短縮は可能）を除いた業務期間の総額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 公告日前日において、平成30・31年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に、業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「16：その他の業務委託等」、取扱内容（小分類）「99：その他」及び業務（大分類）「01：物品の製造・販売」、営業種目（中分類）「03：薬品・試薬・農薬」、取扱内容（小分類）「02：医療用医薬品」「03：試薬」「10：衛生材料」が登録されている者であること。

ウ 公告日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立
がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている
こと。

(2) 同種業務の実績

平成26年4月1日から平成31年3月31日までに、500床以上の病院に
おいて、診療材料等調達管理業務又は物流管理業務を受託した実績があること。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加
資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり
持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、令和元年5月24日（金）
に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確
認通知書」という。）により通知するものとする。

(1) 資格確認申請書等の配布期間

令和元年5月14日（火）から令和元年5月22日（水）まで（土曜日、日曜
日及び祝日を除く。）

(2) 資格確認申請書等の提出期間

令和元年5月15日（水）から令和元年5月22日（水）まで（土曜日、日曜
日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

公立陶生病院 企画部経営課

(6) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 企画提案書の提出方法等について

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院診療材料等
調達管理及び物流管理業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」と
いう。）の交付を受け、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。
い。

(1) 実施要領の配布期間

令和元年5月14日（火）から令和元年5月22日（水）まで（土曜日、日曜
日及び祝日を除く。）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 配布場所

公立陶生病院 企画部経営課

(4) 企画提案書の提出期間

令和元年5月27日（月）から令和元年6月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(5) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(6) 提出部数

正本1部 副本5部

(7) 提出場所

公立陶生病院 企画部経営課

(8) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

5 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

(1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。

(2) 公募型プロポーザルを実施した結果、運営事業者に相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不採用となる場合もある。

6 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(3) 問い合わせ先

公立陶生病院 企画部経営課物流総轄係

瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1945（直通）